農業者年金

いよいよ今月から発足

掛け金は一ケ月七百五十円

農家のみなさんが、安心して経営を後継者にゆずり、楽しい老後が送られるように農業者年金がつくられました。

いよいよ本年一月から、農業者年金の掛け金の徴収が始まります。

掛け金の徴収や年金の給付は農協で行ない、加入受付事務や確認事務などは、役場農業委員会で行ないます。

くわしいことは、農業委員会へおたづねください。

――国民年金に加入していないが、農業者年金に加入できるか。

この年金は、農業者の老後の生活の安定をはかるためのものです。

国民年金に加入している人は、すべてこの年金に加入することになりますので、国民年金に加入していなければ、農業者年金には加入できません。

――五十三才の人は、農業者年金に加入できるか。

加入できます。

年金に加入できるのは、五十四才までの農業経営者です。

――主人が会社につとめ社会保険に加入し、主婦であるおくさんが農業経営をしている場合は、だれが加入できるか

経営主である、おくさんが加入できます。

五十アール以上の農家の経営主で、国民年金に加入している人は当然加入となります しかし、これから農業を続けることができないとはっきりしている人は、加入しなくてもよいことになります。

また、五十アール以下であっても経営内容が、当然加入の農家と同じくらいあれば加入できます。

――掛けている途中で死亡したり、あるいは農業経営をやめた場合は……。

三年以上掛けた人が、経営をやめたり不幸にして死亡した場合は、その掛けた期間に応じて一時金が支払われます

五年の掛け金で五万円、十年で十二万五千円です。

この一時金は、掛け金の合計より多くなっています。

――掛け金の額と、もらえる額はどのくらいか……。

掛け金は、一ケ月七百五十円です。

額は、国民の生活水準やあらゆる面の事情を考慮して、改正がおこなわれます。

離農給付金についてお知らせします

農業者年金に加入できない五十五才以上の経営主や、五十アール以下の経営主などが離農する場合、農地を次の要件のもとに処分した人に交付されます。

(一)売り渡す農地の面積が三十アール以上であること。

(二)売り渡しの相手方が、農業者年金基金や農地保有合理化法人、または基金が特に認めた者であること。

給付金は、五十五才以上の者が、五十アール処分した場合は三十五万円、それ以外の場合は、十五万円が給付されることになっています。

この事業は、昭和五十五年五月まで実施されることになっています。

1ケ月にこれだけ年金が給付されます

給付の種類 ＼ 保険料納付済期間		5年	20年	25年	30年
60才～64才までの給付	経営をゆずることを要件とする給付	円 8,000	円 16,000	円 20,000	円 24,000
六十五才以降の給付	65才までに経営をゆずった場合の経営移譲年金	800	1,600	2,000	2,400
	経営移譲の有無にかかわらず給付される農業者老令年金	1,000	4,000	5.000	6,000
	国民年金所得比例給付	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額給付	6,000	9,600	11,200	12,800
	合計給付額	8,700	18,800	22,700	26,600

年金は2月、5月、8月、11月の4期にわけて給付されます。

観客を笑いのうずにまきこんだ二又のおそめ獅子

各部落の芸能をひろう

大成功におわった文化祭

十一月二十九日、光中学校で第三回文化祭が開かれました。

絵画、書道、工芸、生け花、写真などが展示されました。小中学生や婦人会のみなさんや一般の方々の忙しい毎日の余暇に描いた、油絵や書、手芸品などが多数出品されました。

午後からは、初めての試みとして古くから部落に伝わる郷土芸能や婦人会のみなさんの踊りが披露されました。

篠本三区、二又の獅子舞や尾垂六区の地曳大漁節など、日頃わすれがちな郷土芸能にかっさいの拍手がおくられました。

新春をかざる出初式

十四日に光中で

昭和四十六年新春をかざる消防出初式は、今月十四日午前九時から光中校庭で行ないます。

当日は、永年消防団員として職務に精励された、消防団員や消防協力者などが表彰されます。

火災シーズン

火の元に気をつけて

ますます寒さが厳しくなるこのごろです。

暖房に火はつきものです。

これから四月ごろまでは、一年中で最も火災が発生する時期です。

子供の火遊び、カマド、暖房器、たき火など身近なところから出火する場合が多く、ちょっとした注意さえあれば防げるものばかりです。

火災を防ぐための要点は、なんといっても日常の心がけが第一です。

お互いに火の元には、じゅうぶんご注意ください。

編集室の窓から

広報委員長　馬場幸太郎

一九七一年の初春をむかえおめでとうございます。

ひかり広報も発刊以来十四年目をむかえ町と町民を結ぶかけ橋として、行政の民主化と能率化のため大きな役割を果たしてまいりました。

社会経済の発展に伴い、従来の単純な社会から複雑な都市的社会になって、地方公共団体と住民の接触面が複雑になり且行政自体の変貌と広域化により、民意の把握や相互理解がいっそう必要になってまいりますので、広報は、さらに重要の度を増し公聴活動もさかんになると思います。

したがって広報事項を伝える広報紙有線放送の充実はもとより地域住民の真の声を吸いあげ、町の施策運営に反映させるため公聴活動も大切であります。

役場の窓口各種相談室、世論調査、アンケート等にも積極的にご協力願いまして、町と町民の意思の疎通をはかり相互信頼の上に民主的な町政の発展と町民の福祉向上のため、広報としての責務を果たしてゆきたいと思いますので宜しく御指導御協力をお願い致しまして新年の御挨拶と致します。

景勝な富士のふもとに学んで

婦人会長　平山多美

町のみなさま、婦人会員のみなさま明けましておめでとうございます。

昨年行ないました、御殿場の国立中央青年の家の研修について お知らせします。

町の婦人会は、毎年十二月にこの県外研修を行っています。

これは、県下でも光町だけですので詩りに思っています。

十二月三日～五日までの二泊三日で、五十七名が参加しました。

青年の家は、青年団体、青年の団体を対象とする成人の指導を研修目的とする成人の団体を対象としています。

研修者は、研究討議やいろいろの技術の習得、体育、レクリューションを行ないます共同生活を計画的に経験しながら、社交心や創造的な活動力を高めて健全な青年、よい社会人となるためにあります

青少年を健全に育成するには、まず成人教育とくにお母さん方の教養を高めることが大切です。

合宿を通して、共同社会の婦人として自覚と責任感を養い規律正しい生活態度を身につけ、婦人の資質の向上をはかり今後の婦人会活動と、明るい家庭づくりの糧となることを目的とします。

青年の家の生活は、(一)規律を守りましょう。(二)他人に迷惑をかけないようにしましょう。(三)何事も進んで実行しましょうを、モットーとしています。

朝夕のつどいは、全員がで大広場で行なわれます。

朝には、前方に雄大な富士を仰ぎ、その後ろの箱根連山から登る朝日は、富士の景色をいっそう美しくします。

朝の八時半から、研修生活が始まります。

「現代における家庭づくりの母親について」と、一時間半にわたって講演がありました

子を育てるには、親の良心、両親の道徳が基準で、手本をしめすことが大事です。

教育とは、(一)智育、(二)徳育、(三)体育であり、どれがかけてもいけないと教えられました

民謡、歌唱、室内ゲーム、レクリューションの指導をしてくださった先生方の、ユーモアをまじえた指導法には感激しました。

ここで学んだ民謡は、毎年町の体育祭に行ないます。

町の婦人会が一体となり、童心にかえっての研修は地方にては味わえないたのしい雰囲気でした。

夜の反省会の時は、この研修は毎年続けてほしい。

夫にも、子供にも是非きてもらいたい。

この体験を家庭に持ちかえって、良い家庭づくりに努力したい。と研修生全員から意見が出ました。

この充実した研修が出来ましたことは、教育長さんはじめ研修生のみなさんのご協力であったこと、幹部役員一同に変わり厚くお礼申しあげます。

また、研修生のご家族の皆様にも感謝申しあげます。

研修に参加されました皆様の今後の活躍を期待いたします。

11月3日、8日の両日にわたり第3回総合体育大会が行なわれました。参加されたみなさんの熱気が各会場いっぱいにみなぎりました。（熱戦の光中バレーコート）

"たばこ"は町内で買いましょう

あなたが毎日なにげなく吸っているたばこ。

二十本入一箱（銘柄に関係なく）で、約十三円八十七銭が税金として町に入ります。

昭和四十四年度は、一千二百十三万三千円の収入がありました。

旅行や町外に働きに出るときも、町内で用意してお出かけください。